



## 航空危険物規則書第 64 版(2023 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

### IATA Dangerous Goods Regulations 64th Edition Effective 1 January 2023 ADDENDUM Posted 15 December 2022 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2023 年 1 月 1 日発効の第 64 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

#### 政府例外規定の新規または訂正 (2.8.2)

##### 訂正 CHG - スイス(Switzerland)

\* CHG-03 放射線防護法令に従い、以下の国連番号 2908、2909、2910、2911、2912、2913、2915、2916、2978、3321、3322、3332 および 3507 についてスイス発着の、またはスイス国内の輸送は事前認可を要しない。他の国連番号である第 7 分類の物質輸送のための事前認可は以下により発行される：

Federal Office of Public Health,  
Radiation protection Division,  
13003 Berne, Switzerland,  
Tel: +41 58 462 96 14、  
Fax: +41 58 462 83 83

さらなる情報は surveillance authority に連絡されたい：

SUVA

6002 Lucerne, Switzerland,  
Tel: +41 41 419 58 51、  
Fax: +41 41 419 62 13

(10.8.3.9.4、10.10.2 参照)。

#### 運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

##### 2.8.3.4 リスト内の

ターキッシュエアラインズの後には ウガンダ航空 UR を追加

#### 訂正 NO (ネオス SpA)

NO-01 リチウムイオンおよび金属の単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3090、包装基準 965 および 968 の Section I A および Section I B、および UN 3481 および UN 3091、包装基準 966、967、969 および 970 の Section I および Section II) は、特別規定 A88 または A99 の下で当局によって承認されたものを含め、貨物としての輸送を受託しない。UN3481 および UN3091、包装基準 966、967、969 および 970 の Section I および Section II リチウム電池で作動する医薬品貨物のための温度ロガーは電子メールでの事前承認により許可される。

E-mail: simone.bovi@neosair.it

#### 訂正 03 (順豊航空)

03-02 SF 航空で輸送される危険物貨物は発地国、経由国および着地国で適用される規定および要件に従って準備される場合にのみ受託される。

包装基準 965 から 970 の Section II のリチウム電池およびドライアイスの輸送を除き、その他全ての危険物は SF 航空に申告し輸送の 7 営業日前までに返信されなければならない。

Tel: +86-0755-23450551

E-mail: aoc\_hyddx@sfmail.sf-express.com

E-mail: sfthys@sfmail.sf-express.com

03-03 包装等級 I、II および III の腐食性液体を含む組み合わせ容器には、全ての内装容器の内容物を吸収するのに十分な吸収材を使用しなければならない。

新規追加

03-04 包装基準 967 および 970 の Section II の例外の規定に基づいてリチウム電池マークが要求されない場合であっても、SF 航空によって輸送される場合にはリチウム電池マークが要求される。

#### 訂正 QF (カンタス航空)

QF-02 区分 4.1 の引火性固体。乗客および乗務員が個人で使用する目的でブックマッチ (book match) を航空機に持ち込むことを禁止する。ブックマッチ (book match) は適正に包装され、危険物として申告された場合に限り許可される (2.3.5.5 2.3.5.6 参照)。

#### 訂正 QR (カタール航空)

QR-04 以下はカタール航空の旅客便では輸送を受託しない。

- UN 3091—機器に組み込まれたリチウム金属電池。
- UN 3091—機器と共に包装されたリチウム金属電池。

上記には、Section I (完全に規制された) および Section II (適用除外) の双方を含む (包装基準 969 - 970 参照)。

リチウム電池作動の温度記録装置 (Temperature loggers) は、

E-mail: qrdg@qatarairways.co.qa からの事前承認の下許可される。

上記制限は、カタール航空テクニカルサプライ (COMAT) 貨物には適用しない。

#### 訂正 SU (アエロフロート)

**SU-04** 運航者の地上取り扱い代理業者だけでなく、航空輸送のための危険物の受託や取扱いを行うフレイトフォワードャーも、そのような貨物を取り扱うことができる IATA のカテゴリ—6 の危険物認定資格社員がいることを確実にしなければならない。(空欄)

#### 新規追加 UR (ウガンダ航空)

**UR-01** ウガンダ航空からの事前の承認がある場合、区分 1.4S の火薬類のみは輸送を受託する。(包装基準 101-143 参照)

**UR-02** 第 7 分類 - いかなる種類の放射性物質も輸送を受託しない (10.10.2 参照)

**UR-03** 危険物を含む航空郵便は輸送を受託しない (2.4 および 10.2.2 参照)

**UR-04** 混載の中の危険物の輸送は受託しない。ただし、以下を除く。

1. 1 マスターの航空貨物運送状に、1 ハウスの航空貨物運送状がついた混載。または
2. 1 マスターの航空貨物運送状に複数のハウスの航空貨物運送状がついた混載貨物で以下のみを含む場合
  - ・UN1845 非危険物の冷却材として使用される固形二酸化炭素(ドライアイス)
  - ・ID8000 消費者向け商品
  - ・UN3481/UN3091 包装基準 966、967、969、970 の Section II の規定に合致したリチウムイオン/金属電池

**UR-05** 毒性ガス (区分 2.3) 及び区分 6.1 包装等級 I の吸入毒性を持つ毒物の輸送を受託しない。

**UR-06** 回収容器の輸送を受託しない。(5.0.1.6, 6.0.6, 6.7, 7.1.4, 7.2.3.10 参照)

**UR-07** 小型のリチウム電池で駆動する乗り物は機内持ち込み手荷物としてあるいは受託手荷物として禁止される。これは air wheels, balance wheels and hover boards に適用されるが、これらに限定されるものではない。

#### 訂正 WY (オマーン航空)

\* **WY-03** 第 7 分類の放射性物質はいかなる形状でも輸送を受託しない。(空欄)

**WY-04** ID-8000、消費者向け商品、UN-1266、引火性溶剤を含む香水製品を除き、少量危険物(“Y”包装基準)は輸送を受託しない(2.7 およびすべての“Y”包装基準参照)。(空欄)

**WY-05** 微量危険物(EQ)は、YW-01 による事前承認がある場合に限り、輸送を受託する。(空欄)

#### 訂正 XL (ランエクアドル)

##### 新規追加

**XL-12** UN3090 リチウム金属電池で PI968 の Section IA と IB に従って準備された貨物は、合計正味量で 140 kg を超えてはならず、いずれのオーバーパックも合計正味量が 70 kg を超えてはならない。

### 第3章

232 ページの 3.6.1.1 を以下のように訂正

#### 3.6.1.1 定義 (Definition)

区分 6.1 の毒物とは、飲み込んだり、吸入したり、または皮膚への接触により、人を死に至らしめたり、人体に重大な傷害をもたらしたり、あるいは人の健康を害したりする物質のことをいう。

注：

病気を移しやすい物質を全く含まない植物、動物、細菌源からの毒素、または病気を移しやすい物質ではない物質の中に含まれている毒素は、区分 6.1 と考えられ、UN 3172 **または UN3462** に割り当てられるべきである。

### 第4章

4.2 危険物リストを以下のように訂正

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div.  (Sub Hazard )	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1950	Aerosols, flammable, containing substances in Division 6.1, Packing Group III and substances in Class 8, Packing Group III	2.1 (6.1, 8)	Flamm. Gas & Toxic & Corrosive		E0	Y203	30 kg G	203	75 kg	203	150 kg	A145 A167 A802	10C
2249	Dichlorodimethyl ether, symmetrical	6.1 (3)		I		Forbidden		Forbidden		Forbidden			6E

#### 4.4 特別規定

467 ページの特別規定 A111 を以下のように訂正

A111 化学酸素発生器 (oxygen generators, chemical) で、**有効期限の過ぎている、使用されたことのある、または使用不能である場合のまたは使用済の化学酸素発生器 (oxygen generators, chemical)** は輸送禁止である。

### 第5章

528 ページの包装基準 Y203 を以下のように訂正

#### 包装基準 Y203

本包装基準はエアゾールおよび UN 2037 の少量危険物に適用する。

2.7.5、5.0.2 から 5.0.4 の一般包装要件 (5.0.2.3、5.0.2.5 および 5.0.2.14.2 を除く) に合致しなければならない。ただし、容器は 6.0.4 および 6.3 のマーキングおよび試験の要件に合致する必要はない。容器は、6.1 および 6.2 の製造基準と 6.6 の試験基準に合致しなければならない。

2.7の要件に合致しなければならない。

本包装基準の目的上、容器 (receptacle) は内装容器と理解される。

注：

“Receptacle” は付録 A に規定されたのと同じ意味を有する。本包装基準における容器 (receptacle) に対するいかなる参照も UN 1950 の“エアゾール (aerosols)” および UN 2037 の“ガスを収納した小型容器 (receptacles, small, containing gas)” および“ガスカートリッジ (gas cartridges)” を含むものとする。

エアゾールおよびガスを含む小型容器 (ガスカートリッジ) は 6.4.4 の要件に合致しなければならない。

金属製容器の容量は 1,000mL を超えてはならない；プラスチック製容器は 500mL を超えてはならない。

再充填不可能な金属製エアゾールおよび再充填不可能なガスを含む容器 (ガスカートリッジ) で毒物を含むものの容量は、120mL を超えてはならない。

UN Number	Total weight per package
UN 1950, Aerosols, flammable	30 kg G
UN 1950, Aerosols, non-flammable	30 kg G
UN 2037, Gas cartridges or Receptacles, small, containing gas	1 kg

#### 追加包装要件

...

756 ページの包装基準 970 を以下のように訂正

#### 包装基準 970

##### 序

本包装基準は旅客機および貨物機にて、および貨物機専用として輸送される機器に組み込まれたリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池 (UN 3091) に適用する。

本包装基準の目的から、“機器 (equipment)” とは、リチウム単電池またはリチウム組電池が、その作動のために電力を供給する器具 (device) または装置 (apparatus) を意味している。

#### 追加要件 — Section II

機器は、5.0.2.4, 5.0.2.6.1 および 5.0.2.12.1 の要件に適合する強固で頑丈な外装容器に包装しなければならない。大型の機器は、単電池または組電池が組み込まれている機器によって同等の保護が供与されているのであれば、包装されない状態であるいはパレットに載せて輸送に供することが出来る。

単電池または組電池を組み込んだ機器は外装容器内で移動しないよう固定され、また不慮の作動を防ぐ有効な手段を備えていなければならない。

## 第8章

### 8.1.6.9 危険物の性質および量 (Nature and Quantity of Dangerous Goods)

852 ページの 8.1.6.9.1 を以下のように訂正

#### 8.1.6.9.1 順序1-危険物の識別 (First Sequence-Identification)

申告書には、記載された個々の物質や物品について以下の情報を含めなければならない。情報は本規則で規定される場合を除き、他の情報が挿入されることなく順番に記入しなければならない。

ステップ5. その物品または物質に適用する包装等級 (E 欄) は、“PG” の後に包装等級の番号を入れてもよい (例えば、“PG II”)。ケミカルキットおよび/または救急キットについては、キット内に含まれる個々の物質に割り当てられたうちの最も厳しい包装等級とする。3.11 の規定に従って輸送されるサンプルについては、正式輸送品目名に設定されている中で最も厳しい包装等級を割り当てなければならない (3.11.1 参照)。

#### 注：

1. 包装物が特別規定 A802、A803 および A804 の規定に示されたように、より高い包装等級の性能基準が要求されているかどうかに関わらず、識別および書類作成の目的上、表 4.2 に示される包装等級は、危険物申告書の完成に適用し、使用される。
2. 2023 年 3 月 31 日まで、63 版の規則書にあるように UN1169, Extracts, aromatic liquid と UN1197, Extracts, flavouring, liquid を引き続き使用することが出来る。この場合は申告書の国連番号、正式輸送品目名、包装基準番号は 63 版で有効なものを記載する事。該当する場合に包装物あるいはオーバーパックに記されるマークは、申告書の情報と一致していなければならない。

このような危険物の記述の例は次のとおり。

- UN 2683, Ammonium sulphide solution, 8 (3,6.1), II
- UN 2683, Ammonium sulphide solution, Class 8 (Class 3, Division 6.1), PG II

## 付録 D.1

1059 ページの Iceland (IS) を以下のように訂正

Iceland (IS)

Operations Inspector  
Flight Operations and Licensing Section  
Ármúli 2  
108 Reykjavík  
ICELAND  
Tel: +354 480 6146  
Email: dangerousgoods@icetra.is  
Website: <https://www.icetra.is>

Dangerous Goods Inspector  
Icelandic Transport Authority  
Armuli 2  
108 Reykjavik  
ICELAND  
Tel: +354 480 6000  
Email: icetra@icetra.is  
Website: www.icetra.is

1069 ページの Thailand (T) を以下のように訂正  
Thailand (T)

Head of Dangerous Goods Standards Division  
Flight Operation Standards Department  
The Civil Aviation Authority of Thailand (CAAT)  
333/105 Laksi Plaza (Tower 2)  
Khampaeng Phet 6 Rd.  
Talat Bang Khen, Laksi, Bangkok  
THAILAND  
Tel: +662 568 8800 ext 8838  
Email: ops\_dg@caat.or.th  
Website: https://www.caat.or.th

Aviation Safety Inspector  
Department of Civil Aviation (DCA)  
71 Soi Ngarmduplee  
Ram 2 IV Road  
Thung Mahamek, Sathorn  
Bangkok, 10120  
THAILAND  
Tel: +66 819092090  
+66 819092090  
+66 22873547  
Email: S\_MAPOL@hotmail.com

### チェックリスト

危険物受託チェックリスト（非放射性物質）（NON-RADIOACTIVE SHIPMENT）の 20 を以下のように訂正

2023 危険物受託チェックリスト（非放射性物質）（NON-RADIOACTIVE SHIPMENT）

### 承認 (Authorizations)

20. 確認しうるすべての特別規定をチェックすること。A1、A2、A4、A5、A51、A81、A88、A99、A130、A176、A190、A191、A201、A202、A211、A212、A224、A225、A331 の場合、特別規定の番号が記入されているか。(8. 1. 6. 9. 4 ステップ 9) …………… □ □ □